

長岡京市まちづくり協議会助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市民参加による良好なまちづくりを推進するため、長岡京市まちづくり条例（平成6年長岡京市条例第18号）第30条の規定により認定されたまちづくり協議会が行う活動及び事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、まちづくり協議会助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

2 前項の助成金の交付に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付対象となるものは、長岡京市まちづくり条例第30条の規定により認定されたまちづくり協議会とする。

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 市長へのまちづくりの意見申出及び提案に要する費用
- (2) まちづくり構想の作成、地域住民への公表及び市長への提案に要する費用
- (3) 提案されたまちづくり構想に基づく、構想の実現化に向けた事業に要する費用
- (4) その他市長が認める事業に要する費用

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、前条に規定する経費の4分の3とし、年30万円を限度とする。

(助成の期間)

第5条 助成の期間は、事業計画に基づいて認定を受けた年度を含め、第3条各号に掲げる活動及び事業ごとに3年以内とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとするものは、長岡京市まちづくり協議会助成金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、8月末日（年度途中で認定されたまちづくり協議会の場合は、認定された日から30日以内又は2月末日のいずれか早い日）までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 事業に係る収支予算書
- (3) 規約
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、当該申請書に係る助成金交付の適否を審査し、必要と認めるときは、長岡京市まちづくり協議会助成金交付決定通知書（別記様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定について、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) この助成金は、この要綱に基づく助成事業以外に使用しないこと。
- (2) 助成事業に要する経費の配分若しくは助成事業の内容を変更し、又は助成事業を中止しようとする場合は、市長の承認を得ること。
- (3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 助成事業完了後、10日以内又は3月31日のいずれか早い日までに事業終了報告書を提出すること。
- (5) 助成事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、市長が当該助成事業の実施状況の報告を求め、又は実地調査を行うことがあること。
- (6) 助成の目的に反するときは、助成金の一部又は全部を返還させることがあること。
- (7) 助成事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。
- (8) 助成事業の遂行に関しては、規則及びこの要綱の規定を遵守すること。
- (9) その他市長が必要と認めること。

（申請の取下げ）

第8条 助成金の交付を申請したものは、前条第1項の規定による通知書を受領した場合において、当該申請に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

（事業の遂行）

第9条 第7条の規定による助成金の交付の決定を受けたもの（以下「助成事業者」という。）は、助成金の交付の目的及びこれに付された条件その他この要綱に従って助成金を使用し、他の目的に使用してはならない。

（事業計画の変更及び承認）

第10条 助成事業者が、事業計画の変更をしようとするときは、長岡京市まちづくり協議会事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、内容等を検討のうえ承認した場合には、長岡京市まちづくり協議会事業計画変更承認書（別記様式第4号）に

より通知するものとする。

(事業終了報告)

第11条 助成事業者は、助成事業の完了後、長岡京市まちづくり協議会助成事業終了報告書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、10日以内又は3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(確定通知)

第12条 市長は、前条に規定する事業の終了報告書を受領した場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、長岡京市まちづくり協議会助成金確定通知書（別記様式第6号）により、当該助成事業者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第13条 前条の規定による確定通知を受けた助成事業者は、長岡京市まちづくり協議会助成金交付請求書（別記様式第7号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求を受けた場合には、当該助成事業者に対し、助成金を交付するものとする。

(是正措置)

第14条 市長は、助成事業の完了後、事業終了報告書を受けた場合において、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付条件に適合しないと認めるときは、その助成事業につきこれに適合させるための措置をとるべきことを、当該助成事業者に対して命ずることができる。

2 第11条の規定は、前項の規定による命令に従って行う助成事業について準用する。

(交付の特例)

第15条 市長は、助成事業者のうち、特に必要があると認められたものに対しては、第13条の規定にかかわらず、その事業の施行前又は施行中に助成金を概算交付することができる。

2 前項の規定による概算交付を受けようとする助成事業者は、長岡京市まちづくり協議会助成金概算交付請求書（別記様式第8号）に第7条の交付決定通知書の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

(助成金の交付取消等)

第16条 助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、助成金の交付決定若しくは確定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 本要綱に違反したとき。
- (2) 助成金を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき、又は使用しなかったとき。
- (3) 助成金の交付に付した条件に違反したとき。
- (4) 助成金の経理状況が、不適正と認められるとき。
- (5) 助成事業の実施方法が、助成金の交付の趣旨に沿わないと認められるとき。

(助成金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により助成金の取消等を行った場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を決めてその返還を命ずることができる。

2 市長は、第15条の規定により助成金の交付を受けた場合において、助成金交付済額が実施報告に基づく必要な助成額を超えたときは、当該助成事業者に対して、その差額を返還させることができる。

(延滞金)

第18条 市長は、前条第1項の場合において、助成金の返還が納期限までに納付されなかったときは、当該助成事業者に対し、規則第15条の規定を適用するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月10日から施行する。